FA6103

整理番号	

受付印

令和 □□ 年12月31日分　財産債務調書

提出用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

財産債務を有する者	住所（又は事業所、事務所、居所など）			
	氏名			
	個人番号		電話番号	（自宅・勤務先・携帯）　－　－

財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	（上段は有価証券等の取得価額）財産の価額又は債務の金額	備考
					円 円	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 （うち国外転出特例対象財産の価額の合計額（　　）円（合計表㉘へ））					合計表㉖へ	

財産の価額の合計額	合計表㉗へ	債務の金額の合計額	合計表㉝へ

（摘要）

（　　）枚のうち1枚目

通信日付印（年月日）	（　・　・　）

（R5.9）

整理番号	□□□□□□□□

令和□□年12月31日分　財産債務調書

控用

平成二十八年十二月三十一日分以降用

財産債務を有する者	住所（又は事業所、事務所、居所など）		
	氏名		
	個人番号	※ 個人番号は複写されません。	電話番号（自宅・勤務先・携帯）　－　－

財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	（上段は有価証券等の取得価額）財産の価額又は債務の金額	備考
					円 円	
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 （うち国外転出特例対象財産の価額の合計額（　　）円（合計表㉘へ））					合計表㉖へ	

財産の価額の合計額	合計表㉗へ	債務の金額の合計額	合計表㉝へ

（摘要）

（　　）枚のうち1枚目

（R5.9）

◎　財産債務調書を提出しなければならない方

次の⑴又は⑵に該当する場合は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書に財産債務調書合計表を添付し、その年の翌年の６月30日までに、所得税の納税地等の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（国外送金等調書法第６条の２、国外送金等調書規則別表第四）。

⑴　次のイ又はロに該当する方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が２千万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が３億円以上の財産又はその価額の合計額が１億円以上の国外転出特例対象財産（所得税法第60条の２第１項に規定する有価証券等並びに同条第２項に規定する未決済信用取引等及び同条第３項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。）を有する場合

イ　所得税の確定申告書を提出すべき方

ロ　所得税の還付申告書（その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額及び年末調整で適用を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える場合におけるその還付申告書に限ります。）を提出することができる方

⑵　所得税法第２条第１項第３号に規定する居住者の方（上記⑴により財産債務調書を提出しなければならない方を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合（令和５年分以後の財産債務調書について適用されます。）

（財産債務調書の提出期限までに財産債務調書を提出しないで死亡した場合）

上記提出期限まで（その年の翌年の１月１日から６月30日までの間）に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、財産債務調書を提出する必要はありません。

（相続の開始の日の属する年の年分の財産債務調書）

相続の開始の日の属する年（相続開始年）の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額からその相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。

◎　財産債務調書の記載要領

この調書の各欄の記入に当たっては、財産又は債務を下記２の「財産債務の区分」の①から⑱の財産債務に区分し、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用の別）及び「所在別」に、その財産の「数量」及び「価額」並びに債務の「金額」を、以下のとおり記入してください。

１　「住所」欄

住所を記入してください。

所得税の納税義務がある方で、この調書を、住所以外の事業所、事務所、居所などを所轄する税務署に提出する方は、（　）内の当てはまる文字を〇で囲んだ上、事業所等の所在地（上段）と住所（下段）を記入してください。

２　「財産債務の区分」欄

下記①から⑱の区分を記入してください。

（財産債務の区分）
①土地（林地を含む。）、②建物、③山林、④現金、⑤預貯金（当座預金、普通預金、定期預金等の預貯金）、⑥有価証券（株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の有価証券）、⑦匿名組合契約の出資の持分、⑧未決済信用取引等に係る権利、⑨未決済デリバティブ取引に係る権利、⑩貸付金、⑪未収入金（受取手形を含む。）、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類、⑭その他の動産（家庭用動産を含む。）、⑮その他の財産（①から⑭以外の財産）、⑯借入金、⑰未払金（支払手形を含む。）、⑱その他の債務（⑯及び⑰以外の債務）

※　家庭用動産とは、例えば、家具、什器備品などの家財や自動車などの動産をいいます。ただし、④現金、⑫書画骨とう及び美術工芸品、⑬貴金属類は含まれませんので、それぞれ④、⑫及び⑬の区分ごとに記入してください。

※　その他の財産とは、①から⑭のどの区分にも当てはまらない財産で、例えば、預託金、保険の契約に関する権利、信託受益権、暗号資産などをいいます。

３　「種類」欄

「財産債務の区分」欄に記載した財産債務のうち、次に掲げる財産債務について、その種類を次のとおり記入してください。

⑴　預貯金：「当座預金」、「普通預金」、「定期預金」等

⑵　有価証券：「上場株式」、「非上場株式」、「公社債」、「投資信託」、「特定受益証券発行信託」、「貸付信託」、「特定有価証券」等及び銘柄名

⑶　匿名組合契約の出資の持分：匿名組合名

⑷　未決済信用取引等に係る権利：「信用取引」、「発行日取引」及び銘柄名

⑸　未決済デリバティブ取引に係る権利：「先物取引」、「オプション取引」、「スワップ取引」等及び銘柄名

⑹　書画骨とう及び美術工芸品：「書画」、「骨とう」、「美術工芸品」

⑺　貴金属類：「金」、「白金」、「ダイヤモンド」等

⑻　その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分

⑼　その他の財産：「保険の契約に関する権利」、「株式に関する権利」、「預託金等」、「組合等に対する出資」、「信託に関する権利」、「無体財産権」、「暗号資産」等

⑽　その他の債務：適宜に設けた区分

※　土地、建物、山林、現金、貸付金、未収入金、借入金、未払金については、本欄の記入は必要ありません。

４　「用途」欄

財産債務の用途に応じて、「一般用」又は「事業用」と記入してください。

※　「事業用」とは、財産債務調書を提出する方の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

５　「所在」欄

財産債務の所在地について、所在地のほか、氏名又は名称（金融機関名及び支店名等）を記入してください。

なお、「財産債務の区分」の①から④及び⑫から⑭までの財産については、所在地のみを記入してください。

６　「数量」欄

「財産債務の区分」欄に記載した財産債務のうち、次に掲げる財産債務について、その数量を次のとおり記入してください。

⑴　土地：地所数及び面積

⑵　建物：戸数及び床面積

⑶　山林：面積又は体積

⑷　有価証券、匿名組合契約の出資の持分：株数又は口数

⑸　未決済信用取引等に係る権利、未決済デリバティブ取引に係る権利：株数又は口数

⑹　書画骨とう及び美術工芸品：点数

⑺　貴金属類：点数又は重量

⑻　その他の動産（家庭用動産を含む。）：適宜に設けた区分に応じた数量

⑼　その他の財産：財産の内容に基づいて、「保険の契約に関する権利」、「株式に関する権利」、「預託金等」、「組合等に対する出資」、「信託に関する権利」、「無体財産権」、「暗号資産」等の区分に応じた数量

⑽　その他の債務：適宜に設けた区分に応じた数量

※　現金、預貯金、貸付金、未収入金、借入金、未払金については、本欄の記入は必要ありません。

７　「財産の価額又は債務の金額」欄

それぞれの財産に係る「時価」又は時価に準ずる価額として「見積価額」、それぞれの債務に係る「金額」を記入してください。

※　財産債務の見積価額の算定方法（例示）については、「財産債務調書の記載例」の裏面をご覧ください。

※　２以上の財産の区分からなる財産で、それぞれの財産の区分に分けて価額を算定することが困難な場合には、いずれかの財産の区分にまとめて記入してください。

８　「備考」欄

２以上の財産の区分からなる財産を一括して記載する場合には、「備考」欄に一括して記載する財産の区分等を記入してください。

９　「摘要」欄

この調書に記載した財産債務について、参考となる事項などを記入してください。

10　その他の留意事項

（国外財産調書を提出する場合）

国外財産調書（国外送金等調書法第５条）を提出する方は、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載を要しないこととされています（国外送金等調書法第６条の２第５項）。財産債務調書には国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額及びそのうちの国外転出特例対象財産（「財産債務の区分」の⑥から⑨までの財産（⑥のうち「特定有価証券」に該当するものを除きます。））の価額の合計額を記入してください。

（記載省略）

イ　「財産債務の区分」の⑫に該当する財産で、１点10万円未満のもの、⑭に該当する財産で、１個又は１組の価額が10万円未満のものについては、調書へ記載する必要はありません。

ロ　「財産債務の区分」の⑭に該当する家庭用動産のうち、１個又は１組の取得価額が300万円未満のものについては、その年の12月31日における見積価額が10万円未満のものと取り扱って差し支えありません。

ハ　次の(ｲ)及び(ﾛ)については、所在別に区分することなく、その件数及び総額を記載することとして差し支えありません。

(ｲ)　「財産債務の区分」の⑪及び⑮に該当する財産のうち事業用の債権で、かつ、その年の12月31日における価額が300万円未満のもの

(ﾛ)　「財産債務の区分」の⑯から⑱までの債務のうち、その年の12月31日における金額が300万円未満のもの

ニ　「財産債務の区分」の⑤に該当する財産のうち、その年の12月31日における一口の預入高が50万円未満のものについては、「所在」欄又は「備考」欄に口座番号を記載することで、預入高の記載を省略することができます。

ホ　収支内訳書（所得税法施行規則第47条の３）又は青色申告決算書（同規則第65条第１項）の「減価償却費の計算」欄に減価償却資産として記載されている財産については、その減価償却資産の価額の総額を記載することとして差し支えありません。この場合において、国内に所在する財産と国外に所在する財産を保有している場合は、国内と国外に区分して記載してください。

※　上記ロからホについては、令和５年分以後の財産債務調書について適用されます。

◎　財産債務調書合計表の作成・添付

この調書の提出に当たっては、別途「財産債務調書合計表」を作成し、添付してください（国外送金等調書規則別表第四）。